

三十五 青色申告事業年度の欠損金

改 正 後	改 正 前
<p>(適格合併等に係る特定資本関係法人が2以上ある場合の特定資本関係が生じた日の判定)</p> <p>12-1-5</p> <p>.....令第112条第9項.....同条第7項.....</p>	<p>(適格合併等に係る特定資本関係法人が2以上ある場合の特定資本関係が生じた日の判定)</p> <p>12-1-5</p> <p>.....令第112条第8項.....同条第6項.....</p>

三十六 私財提供等があった場合の繰越欠損金

改 正 後	改 正 前
<p>(前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額)</p> <p>12-3-2「前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額(同項に規定する連結欠損金個別帰属額を含む。)の合計額」.....</p> <p>.....「利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する明細書」.....</p> <p>.....</p>	<p>(前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額)</p> <p>12-3-2「前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額」.....「利益積立金額の計算に関する明細書」...</p> <p>.....</p>

三十七 分割前事業年度に係る欠損金

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第4節 分割前事業年度に係る欠損金</u></p> <p>(分割前事業年度に係る連結欠損金額の取扱い)</p> <p>12-4-1 連結親法人事業年度の中で分割型分割を行った法人が、その分</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

割の日から当該連結親法人事業年度終了の日までに令第4条の5第2項第4号又は第5号《連結法人の承認の取消し》の規定により連結納税の承認が取り消された場合に、法第57条第7項《連結法人の分割前事業年度の欠損金額》の規定により分割の日の前日の属する事業年度（以下12-4-1において「分割前事業年度」という。）において欠損金額とみなされた金額のうち、当該分割前事業年度において損金の額に算入された金額を控除した金額（当該分割前事業年度の翌事業年度開始の日前5年以内に開始した各連結事業年度において生じたものに限る。）については、当該分割前事業年度の翌事業年度において法第57条第1項の規定が適用されるのであるから留意する。

三十八 組織再編成に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>（被合併法人等から引継ぎ等を受けた帳簿価額の修正）</p> <p>12の2-1-1</p> <p>（注）1</p> <p>2 「合併の日の前日の属する事業年度」及び「各事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。</p> <p>（資産等の引継ぎに関する書類の提出）</p> <p>12の2-1-2 適格分割型分割（当該法人が連結法人である場合には、連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行った場合...</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>（被合併法人等から引継ぎ等を受けた帳簿価額の修正）</p> <p>12の2-1-1</p> <p>（注）</p> <p>（資産等の引継ぎに関する書類の提出）</p> <p>12の2-1-2 適格分割型分割を行った場合.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(抱き合わせ株式に株式等を割り当てなかった場合)</p> <p>12の2-1-3</p> <p>.....法第2条第17号ム.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....法第24条第1項《配当等の額とみなす金額》.....</p> <p>...</p> <p>(3)</p>	<p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(抱き合わせ株式に株式等を割り当てなかった場合)</p> <p>12の2-1-3</p> <p>.....法第2条第17号ナ.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....法第24条第1項.....</p> <p>(3)</p>
<p>(資産の評価損の損金算入の規定の適用がある場合の帳簿価額)</p> <p>12の2-2-4 法人がその有する資産の評価換えにより生じた損失の額について法第33条第2項《資産の評価損の損金算入》の規定の適用を受けている場合に、当該損失の額につき法第62条の7《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》の規定が適用されたときであっても、当該資産の帳簿価額は当該評価換え後の帳簿価額となることに留意する。</p> <p>法第61条の11第1項《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》又は第61条の12第1項《連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益》の規定により損金の額に算入した評価損の金額につき法第62条の7の規定が適用された場合についても、同様とする。</p>	<p>(資産の評価損の損金算入の規定の適用がある場合の帳簿価額)</p> <p>12の2-2-4 法人がその有する資産の評価換えにより生じた損失の額について法第33条第2項《資産の評価損の損金算入》の規定の適用を受けている場合に、当該損失の額につき法第62条の7《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》の規定が適用されたときであっても当該資産の帳簿価額は当該評価換え後の帳簿価額となることに留意する。</p>